

社会福祉法人さくら会
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人さくら会（以下「この法人」という。）の定款第9条、第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは社会福祉法第45条の35第1項第3号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

3 役員及び評議員の報酬は、別表1に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費等）を、別表2に定める。

(報酬等の支給日)

第6条 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成30年6月22日（評議員会の議決日）から施行する。

別表1 役員及び評議員の報酬

評議員	評議員会出席の都度	10,000円
理事	法人運営に関する会議出席の都度	10,000円
監事	同上	10,000円

別表2 ①出張の種類は、市内と市外に分け、旅費の支給については下記のとおりとする。
有料の交通機関については、最も経済的な手段と方法をとることを原則とする。

出張の範囲	交通手段	旅費の支給基準
浜田市内の出張	有料交通機関	実費支給
	本人の自家用車	35円(km)×使用距離数
市外の出張	有料交通機関	実費支給
	本人の自家用車	原則として使用しない (但し使用の場合は市内に準ずる)

② 日当の支給額については、次のとおりとする。

日 当	(半日)	4,000円
	(1日)	8,000円

③ 宿泊費については、主催者側が斡旋する場合を除いて、次のとおりとする。

県内 (1泊)	10,000円	県外 (1泊)	13,000円
---------	---------	---------	---------